

青色アプリに新機能

6月よりスタート



青色アプリによる来局予約の受付開始

青色ニュース

令和4年6月号
第56号



当会ホームページ

アプリで来局予約
受付開始します！！
2022年6月～

電話不要
24時間対応
同時ログイン可

まずはダウンロード&アカウント登録

Google Play App Store

一般社団法人 品川青色申告会
〒140-0004
東京都品川区南品川4-2-32 1F
電話:03-3474-7564
FAX:03-3458-2616

☆登録方法等はお気軽に購買までお問い合わせください☆

6月1日より事務局の来局予約（確定申告期を除く）を青色アプリからできるようになりました。

この機会に青色アプリをインストールしてみませんか。

詳細は会報に同封されたチラシをご覧ください。

来局予約のお願いについて

感染拡大防止と事務所内の密を防ぐ観点より、予約制を継続させていただきます。予約をしていただいてからの来局をお願いいたします。

また、左記の日時に関しては、会議等により職員が割られるため予約枠が減少しておりますのでご注意ください。

7月27日(水)	7月19日(火)	6月24日(金)	6月14日(火)
午後	午後	午後	午後

SNSサービスへは、ホームページ又は下のQRコードをご利用ください



ユーチューブ



インスタグラム



フェイスブック

当会の最新情報等は、ホームページやSNSで発信しておりますので、ぜひご覧ください。

- ページ
- 1、青色アプリの新サービス
 - 2、予定納税特集
 - 4、パソコン会計特集
 - 6、インボイス制度説明会
 - 7、源泉所得税について
 - 8、固定資産税・都市計画税 コンビニ収納サービス開始

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館1階
電話03(3474)7564(代)
FAX03(3458)2616

予定納税のお知らせ

6月中旬頃に、一部の方に向けて税務署から『所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』という封書が届きます。

これは、前年分(令和3年分)の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。つまり、所得税等の前払い制度です。

今回、令和3年度において協力金や補助金の受給等を理由として所得額が普段の年よりも多く、初めて通知書が届いたという方も多いのではないかと思います。

また、消費税及び地方消費税についても、前年度の確定消費税額にに応じて、中間納付税額を記載した書面が届きますので、書面が届きましたら、中身を確認し、ご不明点等ございましたら、所轄税務署及び申告会までお問い合わせください。

確定申告書の控についている納税額管理表のこの欄に数字が入っている人は届く可能性が高いです。

令和04年分		月区分
所得税予定納税額の計算		3月
予定納税基準額	214,000	4月
予定納税額	71,600	5月
第1期分	71,600	6月
第2期分	71,600	7月
住民税納税額の計算		8月
金額		9月
徴収方法	給与以外 普通	10月
	給与 普通	11月
普通徴収税額	79,500	12月
第1期分	77,000	1月
第2期分	77,000	2月
第3期分	77,000	3月
第4期分	77,000	4月
特別徴収税額		5月
第1期分		合計
第2期以降分		備考
事業税納税額の計算		
金額		
課税標準額	2,000,000	
税率	5.000%	
納税額	50,000	
第1期分	50,000	
第2期分	50,000	

所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書

確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、控除してください。

令和4年6月15日 税務署長

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

●予定納税について
 あなたの今年の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税基準額	180,000 円
第1期分	60,000
第2期分	60,000

○△銀行△△支店

納付する税額が記載されています。確定申告書に第1期分と第2期分の合計額を記載し、第3期分の税額から控除することで精算します。

※予定納税基準額の算定方法については、国税庁タックスアンサーの『予定納税』のページをご覧ください

所得税予定納税の納期限

納期等の区分	法定納期限	口座振替日
第1期分	令和4年8月1日(月)	令和4年8月1日(月)
第2期分	令和4年11月30日(水)	令和4年11月30日(水)

消費税中間納付の納期限

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間1回目	令和4年8月31日(水)	令和4年9月28日(水)



所得が昨年と比べて大幅に減少することが見込まれます。予定納税を支払わず確定申告期で相殺することはできますか？

残念ながら、相殺することはできません。

ただし、6月30日の現況による令和4年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができま

予定納税の減額申請をする場合は、7月15日までに、「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載し、申告納税見積額を記載した計算書類を添付した上で、所轄税務署に提出してください。

令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月以降申請の場合は「7月」の文字を削除してください。

税務署長 住所(〒) 職業
 令和 年 月 日提出 フラガタ 氏名 電話番号

令和3年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

予定納税基準額又は申告納税見積額	通知を受けた金額	申請金額
円	円	円
予定納税額		
第1期分		
第2期分		

○「通知を受けた金額」欄には、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま記入してください。ただし、11月以降申請の場合で、既に7月以降申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(※の金額)」、「予定納税額(※の金額)」をそれぞれ記入してください。

1 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)

2 減額申請の具体的な理由(例えば、「○年○月○日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように記入してください)

3 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を記入してください)

1) 2) 3)

なお、次のような場合に減額承認申請を行うことが出来ます

(1) 廃業や休業、失業をした場合

(2) 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなる見込まれる場合

(3) 災害や盗難、横領により事業用資産や山林に損害を受けた場合

(4) 本年分の所得控除額や税額控除額が前年より増加が見込まれる場合

減額承認申請書 (画像は令和3年度分です)

申告書第1表

収入金額等	① 給与所得	② 退職所得	③ 配当所得	④ 利息所得	⑤ 不動産所得	⑥ 雑所得	⑦ 公的年金等	⑧ 農業所得	⑨ 漁業所得	⑩ 林業所得	⑪ 所得	⑫ 雑所得	⑬ 雑所得	⑭ 雑所得	⑮ 雑所得	⑯ 雑所得	⑰ 雑所得	⑱ 雑所得	⑲ 雑所得	⑳ 雑所得	㉑ 雑所得	㉒ 雑所得	㉓ 雑所得	㉔ 雑所得	㉕ 雑所得	㉖ 雑所得	㉗ 雑所得	㉘ 雑所得	㉙ 雑所得	㉚ 雑所得	㉛ 雑所得	㉜ 雑所得	㉝ 雑所得	㉞ 雑所得	㉟ 雑所得	㊱ 雑所得	㊲ 雑所得	㊳ 雑所得	㊴ 雑所得	㊵ 雑所得	㊶ 雑所得	㊷ 雑所得	㊸ 雑所得	㊹ 雑所得	㊺ 雑所得	㊻ 雑所得	㊼ 雑所得	㊽ 雑所得	㊾ 雑所得	㊿ 雑所得
所得金額等	① 給与所得	② 退職所得	③ 配当所得	④ 利息所得	⑤ 不動産所得	⑥ 雑所得	⑦ 公的年金等	⑧ 農業所得	⑨ 漁業所得	⑩ 林業所得	⑪ 所得	⑫ 雑所得	⑬ 雑所得	⑭ 雑所得	⑮ 雑所得	⑯ 雑所得	⑰ 雑所得	⑱ 雑所得	⑲ 雑所得	⑳ 雑所得	㉑ 雑所得	㉒ 雑所得	㉓ 雑所得	㉔ 雑所得	㉕ 雑所得	㉖ 雑所得	㉗ 雑所得	㉘ 雑所得	㉙ 雑所得	㉚ 雑所得	㉛ 雑所得	㉜ 雑所得	㉝ 雑所得	㉞ 雑所得	㉟ 雑所得	㊱ 雑所得	㊲ 雑所得	㊳ 雑所得	㊴ 雑所得	㊵ 雑所得	㊶ 雑所得	㊷ 雑所得	㊸ 雑所得	㊹ 雑所得	㊺ 雑所得	㊻ 雑所得	㊼ 雑所得	㊽ 雑所得	㊾ 雑所得	㊿ 雑所得
所得から差し引かれる金額	① 給与所得	② 退職所得	③ 配当所得	④ 利息所得	⑤ 不動産所得	⑥ 雑所得	⑦ 公的年金等	⑧ 農業所得	⑨ 漁業所得	⑩ 林業所得	⑪ 所得	⑫ 雑所得	⑬ 雑所得	⑭ 雑所得	⑮ 雑所得	⑯ 雑所得	⑰ 雑所得	⑱ 雑所得	⑲ 雑所得	⑳ 雑所得	㉑ 雑所得	㉒ 雑所得	㉓ 雑所得	㉔ 雑所得	㉕ 雑所得	㉖ 雑所得	㉗ 雑所得	㉘ 雑所得	㉙ 雑所得	㉚ 雑所得	㉛ 雑所得	㉜ 雑所得	㉝ 雑所得	㉞ 雑所得	㉟ 雑所得	㊱ 雑所得	㊲ 雑所得	㊳ 雑所得	㊴ 雑所得	㊵ 雑所得	㊶ 雑所得	㊷ 雑所得	㊸ 雑所得	㊹ 雑所得	㊺ 雑所得	㊻ 雑所得	㊼ 雑所得	㊽ 雑所得	㊾ 雑所得	㊿ 雑所得

納付した予定納税額は確定申告の時にどこに記入するのですか？

予定納税で納付した金額は確定申告書1表の50番「予定納税額(第1期分・第2期分)」に記入し、第3期分の税額を計算します。

予定納税をした方は確定申告期に納付した金額のわかるものをご持参ください。

(例)

- 確定申告のお知らせ
- 予定納税額の通知書
- 引き落とされた通帳
- 納付書
- 予定納税減額承認申請書

第3期分の税額が納付の場合

申告納税額	49	300000
予定納税額(第1期分・第2期分)	50	200000
第3期分の税額(納める税金)	51	100000
還付される税金	52	

第3期分の税額が還付の場合(※)

申告納税額	49	200000
予定納税額(第1期分・第2期分)	50	300000
第3期分の税額(納める税金)	51	00
還付される税金	52	100000

(※) 第3期分の税額が還付となった場合には、還付先口座等が必要となります

今年こそ青色申告特別控除65万円

パソコン会計特集

今年の確定申告お疲れさまでした、来年こそは青色申告特別控除65万円の適用を考えている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

最近パソコン会計を利用される方が増えてまいりました。

パソコン会計をやってみたいけれども難しいのではないかと思ってしまう方も、チャレンジしてこなかった方も、この機会にぜひパソコン会計での帳簿作成をご検討してみませんか。

職員が導入作業・入力作業等サポートいたします。



パソコン会計の主な

メリットとデメリット

メリット

- ・ 操作に慣れれば、記帳が手書きに比べて楽、また修正もしやすい。

- ・ 入力したデータに基づいて帳簿が作成され、転記漏れがない。

デメリット

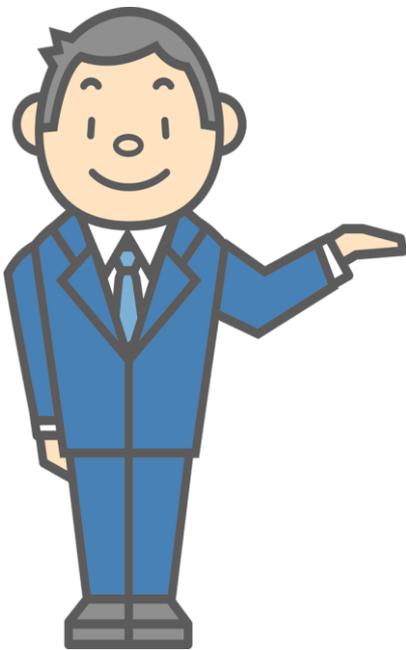
- ・ 操作を覚えるまでが面倒。

- ・ 導入作業が分かりづらい。

- ・ マニュアルが厚くどこが必要なのかわからない。

- ・ パソコンが壊れると使えなくなってしまう。

- ・ 上書き等により、データが消える可能性がある。



青色申告特別控除 55万円の要件

(1) 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること。

(2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。

(3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、その年の確定申告期限までに当該申告書を提出すること。

青色申告特別控除 65万円の要件

「青色申告特別控除55万円」の要件の他、次のいずれかに該当していること。

(1) その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。

(2) その年分の確定申告書等の提出を、提出期限までにe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

当会では、税理士によるe-Tax代理送信を推奨しています

登録事業者
って何？

私に関係は
あるの？

インボイス
って何？

何が変わる
の？

何をしたら
いいの？

届出関係は
必要？

令和5年10月より始まるインボイス制度、さまざまな場面で耳にする機会が多いとは思いますが、インボイス制度がどういう制度なのかと言われるとよくわからない方も多いのではないのでしょうか。

そこで、申告会では、税務署の担当官を講師に迎え、説明会を開催いたします。基礎的なところから説明いたしますので是非ご参加ください。

この機会に、インボイス制度に関する疑問を解消しましょう。

免税事業者に対する インボイス制度説明会

免税事業者に対するインボイス制度説明会（約1時間程度）

日 時	6月24日(金) 午後2時～ 7月19日(火) 午前10時～ 7月27日(水) 午後2時～
講 師	品川税務署 個人課税第一部門 記帳指導推進官
内 容	インボイス制度の基本的な内容
会 場	(一社)品川青色申告会 事務局
定 員	15名(完全予約制)
申込先	(一社)品川青色申告会 事務局
	TEL 03(3474)7564(代)
参加費	無料

※この説明会は、免税事業者の方にむけた説明会ではありますが、課税事業者の方も参加することが出来ます。
感染予防等の観点から、受講時のマスク着用をお願いいたします。

インボイス制度に関する一般的な電話相談については、申告会又は所轄税務署、軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）で受け付けております。

また、個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方については、申告会・所轄税務署において相談をお受けしています。（事前予約が必要）
軽減・インボイスコールセンター

TEL 0120-205-553 受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）

**給与等を支払う事業者は、
税務署への届出等と、
源泉徴収の義務が生じます！**

専従者、従業員への給与に

係る源泉税

【納付期限】

原則：支払月の翌月10日まで
特例：1月～6月分(上期)

↓令和4年7月11日(月)まで
7月～12月分(下期)

↓令和5年1月20日(火)まで
※特例は、事前に申請書の提出が必要です。**【注】**

※源泉徴収税額には復興特別所得税が加味されます。

給与所得者の源泉徴収簿

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

上記書類に必要事項をご記入の上、当日事務局までご持参ください。
書類がお手元にならない場合には、国税庁ホームページよりダウンロードするか当会に在庫がございますのでご利用ください。

【注】給与及び報酬を支払う者の現況が、『給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の場合』のみ納期の特例の適用を受けることが出来ます

外注先への報酬に係る源泉税

【納付期限】

支払い月の翌月10日まで

★税理士報酬等は、事前に申請書を提出する事で給与と同様に特例納付があります。**【注】**

★外注先の業種・内容等により源泉徴収義務の有無が決まりますが、『報酬の支払先が法人の場合』や『給与の支払が無い個人の方が支払う報酬』は、特殊な報酬以外は源泉徴収義務がありません。

ただし一定金額以上の支払の場合、源泉徴収義務がなくても税務署へ支払調書の提出が必要となります。

★源泉徴収税額には復興特別所得税が加味されます。

源泉サポート時の持ち物

- ① 令和4年分、従業員別の源泉徴収簿
※6月までの給与・賞与の支給金額等の記載が必要です。
- ② 令和3年分、従業員別の源泉徴収簿
※前年度から繰り越した過不足税額の確認で使います。
- ③ 令和4年分、従業員別の扶養控除等(異動)申告書
※配偶者・扶養者の所得見積、生年月日、障害の有無等
- ④ 報酬の源泉に関しては、各支払額等が分かるもの
- ⑤ 税務署より送付された納付書(領収済通知書)
- ⑥ 会員カード

**源泉所得税・出張サポート
中止について**

例年7月上旬に、大井第三地域センター(西大井)にて源泉所得税・出張サポートを行っていましたが、感染防止等の対策を十分に行えないと判断し、昨年同様中止とさせていただきます。

恐れ入りますが、予約の上事務局にてサポートを受けていただきますようご協力願います。

固定資産税

第1期分納期

令和4年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(水)に発送します。6月30日(木)までにお納めください。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

固定資産税・都市計画税(23区内)は、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネットバンキング・モバイルバンキングやクレジットカードでも納付できます。また、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。



各種お支払いが便利になりました。

以前より会員の皆様からの要望がありました各種支払いについて、郵便局での支払いのほか、コンビニ等でもお支払いができるようになりました。



事務局人事のお知らせ

令和4年5月11日付にて事務局主任 津留健児が次長へ就任いたしました。ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※お引越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

③事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★6月(12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※自転車保険・交通傷害保険取り扱っています。